

介護老人保健施設シルバービレッジ
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）
重要事項説明書

目次

3～6・・・介護老人保健施設シルバービレッジのご案内

施設の概要

介護保険施設サービスについて

協力医療機関等

施設利用に当たっての留意事項

7～16・・・利用料金

短期入所療養介護 基本料金、自己負担額、加算料金、介護保険適用外のその他利用料

短期入所療養介護 1割負担利用料金表

短期入所療養介護 2割負担利用料金表

短期入所療養介護 3割負担利用料金表

介護予防短期入所療養介護 基本料金、自己負担額、介護保険負担限度額認定について、
加算料金、介護保険適用外のその他利用料

介護予防短期入所療養介護 1割負担利用料金表

介護予防短期入所療養介護 2割負担利用料金表

介護予防短期入所療養介護 3割負担利用料金表

介護予防短期入所療養介護 基本料金、自己負担額、介護保険負担限度額認定について、
加算料金、介護保険適用外のその他利用料

18・・・個人情報の利用目的

19～24・・・施設利用約款

25・・・介護老人保健施設入所利用同意書

※25ページは記入欄がございます。

介護老人保健施設シルバービレッジのご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団 聖嶺会 介護老人保健施設シルバービレッジ
- ・開設年月日 平成4年3月31日
- ・所在地 茨城県笠間市南小泉977-1
- ・電話番号 0296-78-2211 ・ファックス番号 0296-78-2663
- ・管理者名 飯泉 俊雄
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0853280022号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設シルバービレッジの運営方針]

新しい高齢者介護システムを求める社会情勢の変化をふまえて、介護を要する高齢者に対し、地域社会や家庭と密接な連携を図りつつ、明るく家庭的な雰囲気のもとに、医療ケアと日常サービスの提供を行い、1日も早い自立と社会復帰を支援する。

(3) 施設の職員体制

	常勤 非常勤
・医師	1人
・看護職員	9人以上
・薬剤師	1人
・介護職員	25人以上
・支援相談員	2人以上
・理学療法士	3人以上
・作業療法士	1人以上
・言語聴覚士	1人以上
・管理栄養士	1人以上
・栄養士	1人以上
・調理員	6人以上
・介護支援専門員	1人以上
・事務職員	3人以上
・その他	1人以上

(4) 入所定員等

- ・定員100名（（4）入所定員等
- ・定員100名（うち数床を短期入所として利用）

- ・療養室 個室 6室、2人室 15室、4人室 16室
- (5) 通所定員 20名

2. 介護保健施設サービス

(1) 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

① 施設サービス計画の立案

② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

③医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

④リハビリテーション

短期入所ご利用期間中は、原則日曜日以外は個別リハビリテーションを実施いたします。他にも既定の曜日では集団リハビリテーションを実施いたします。個別リハビリテーションは原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

⑤栄養管理

入所者の心身状況、病状および嗜好を考慮した食事を提供させていただきます。食事は当施設内厨房にて調理したものを提供しております。

⑥食事

食事は原則としてホールでおとりいただきます。

朝食 8時00分～8時30分

昼食 12時00分～12時30分

夕食 18時00分～18時30分

午前と午後にお茶の時間を設けており、15時00分にはおやつを提供しております。

疾病によっては医師の指示のもと療養食を提供いたします。（別途料金がかかります）

⑦生活サービス

当施設利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

⑧入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は週に最低2回ご利用いただきます。ただし利用者の身体の状態や感染症予防対策に応じて清拭等の対応となる場合があります。

⑨介護

施設サービス計画に基づいて実施します。入所者様ご自分でできる動作はなるべく行っていただき、自分では難しいところを職員が介助させていただきます。

⑩相談援助サービス

施設生活上の様々な相談、入退所に関しての相談を行います。

⑪私物洗濯について

入所者様の私物洗濯は原則ご家族様による自宅洗濯となります。洗濯業者と個別に契約いただくこともできますのでご希望の場合は別途ご相談ください。また、洗濯業者との契約に関しては別紙の案内をご確認ください。

⑫その他

これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称 医療法人社団聖嶺会 立川記念病院
住 所 茨城県笠間市八雲 2-12-14

・協力歯科医療機関

名 称 いずみかわ歯科
住 所 茨城県笠間市鯉淵 6740-10

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、身元引受人に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

・面会は9時00分～20時00分までとなります。ただし、感染予防対策のため内容が変更になる場合もございます。現在の面会内容に関してはお問い合わせください。

・携帯電話（スマートフォン等を含む）を持ち込む場合は、利用者本人の責任において自己管理を行うものとします。携帯電話の紛失、破損、盗難、および通信利用上のトラブル（第三者との紛争等）について、当施設は一切の責任を負わないものとします。心身の状況の変化等により、当施設が「利用者本人による適切な使用が困難」と判断した場合には、安全管理および円滑な施設運営の観点から、身元引受人等に端末を預かっていただくなど、使用の中止や制限を求めることができるものとします。

・飲酒・喫煙は施設内ではご遠慮下さい。

- ・火気の取扱いは厳禁と致します。
- ・設備・備品の利用は職員の指示に従って下さい。
- ・金銭・貴重品に関しては、原則ご家族様管理になります。
- ・外泊時等の施設外での受診は、当施設に連絡し職員の指示に従って下さい。
- ・宗教活動・勧誘はご遠慮ください。
- ・ペットの持ち込みはご遠慮ください。
- ・他の利用者への迷惑行為は禁止します。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火シャッター
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(☎ 0296-78-2211)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階ロビーに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） ご利用料金に関して

（１）短期入所療養介護の基本料金

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担分です）

（１割負担）		多床室	従来型個室
	要介護１	８３０単位	７５３単位
	要介護２	８８０単位	８０１単位
	要介護３	９４４単位	８６４単位
	要介護４	９９７単位	９１８単位
	要介護５	１０５２単位	９７１単位

（２割負担）		多床室	従来型個室
	要介護１	１６６０単位	１５０６単位
	要介護２	１７６０単位	１６０２単位
	要介護３	１８８０単位	１７２８単位
	要介護４	１９９４単位	１８３６単位
	要介護５	２１０４単位	１９４２単位

（３割負担）		多床室	従来型個室
	要介護１	２４９０単位	２２５９単位
	要介護２	２６４０単位	２４０３単位
	要介護３	２８３２単位	２８３２単位
	要介護４	２９９１単位	２９９１単位
	要介護５	３１５６単位	３１５６単位

笠間市：法令による地域区分により介護保険単位１単位＝１０．１４円で計算しています（端数処理により金額が若干異なる場合があります）

②利用者自己負担額

食費（１日当たり） １７００円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限となります。）

居住費（療養室の利用費）（１日当たり）

- ・従来型個室 １７２８円
- ・多床室 ４３７円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が１日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

※負担限度額認定について

利用者負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～第３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第１～第３段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より

「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けている方

世帯全員が市区町村民税非課税であり、老齢福祉年金受給者で預貯金額が1,000万円以下（夫婦の場合は2,000万円以下）

【利用者負担第2段階】

世帯全員が市区町村民税非課税であり、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が82.65万円以下で預貯金額が650万円以下（夫婦は1,650万円以下）

【利用者負担第3段階①】

世帯全員が市区町村民税非課税であり、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が82.65万円超～120万円以下で預貯金額が550万円以下（夫婦は1,550万円以下）

【利用者負担第3段階②】

世帯全員が市区町村民税非課税であり、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円超で預貯金額が500万円以下（夫婦は1,500万円以下）の方

※利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、負担限度額認定に該当する場合があります。

※負担限度額認定証の有効期間は毎年8月1日～翌年7月31日となっていて、継続して認定を受けるには毎年申請が必要です。

その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

日用生活品費（シャンプーや石鹸等） 250円

教養娯楽費（レクリエーション等に使用する材料費等） 100円

③加算

夜間職員配置加算 24単位／日

個別リハビリテーション実施加算 240単位／日

若年性認知症利用者受入加算 120単位／日

重度療養管理加算 120単位／日

利用者に対して送迎を行う場合 片道につき184単位

療養食加算 8単位／日

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位／日

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） 51単位／日

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位／月

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 所定単位数×9.7%

※ご利用者の容態が急変した場合等緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます

※加算は1割負担・2割負担・3割負担の場合がございます。

※笠間市：法令による地域区分により介護保険単位数1単位＝10.14円で計算しています。（端数処理により金額が若干異なる場合があります）

④その他

電気代（居室でテレビ等家電製品を使用し施設のコンセントを利用する場合） 100円／日

特別室 個室：1000円／日 2人部屋：500円／日

シルバービレッジ 短期入所療養介護利用料 (令和8年8月1日～)

1 基本料金

○施設サービス費（1日）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室 (2人・4人部屋)	830単位	880単位	944単位	997単位	1,052単位
従来型個室	753単位	801単位	864単位	918単位	971単位

○利用者自己負担額（1日）

利用者負担段落		居住費 (滞在費)	食費	日常生活 用費	教養 娯楽費	合計
多床室 (2人・4 人部屋)	第4段階	437円	1,700円	250円	100円	2,487円
	第3段階②	430円	1,360円			2,140円
	第3段階①	430円	1,030円			1,810円
	第2段階	430円	600円			1,380円
	第1段階	0円	300円			650円
従来型 個室	第4段階	1,728円	1,700円	250円	100円	3,778円
	第3段階②	1,470円	1,360円			3,180円
	第3段階①	1,370円	1,030円			2,750円
	第2段階	550円	600円			1,500円
	第1段階	550円	300円			1,200円

2 加算

夜勤職員配置加算	24単位/日
個別リハビリテーション実施加算	240単位/日
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日
重度療養管理加算	120単位/日
利用者に対し送迎を行う場合	片道につき184単位
療養食加算	8単位/日
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51単位/日
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	所定単位数の9.7%を加算

※1単位あたり10.14円の計算になります（笠間市は7級地のため）。

※上記は1割負担の料金となります。

介護保険割合が2割、3割負担の場合もあります。

3 その他

電気代	100円/日
特別室	個室：1,000円/日 2人部屋：500円/日

シルバービレッジ 短期入所療養介護利用料 2割
(令和8年8月1日～)

1 基本料金

○施設サービス費（1日）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室 (2人・4人部屋)	1,660単位	1,760単位	1,888単位	1,994単位	2,104単位
従来型個室	1,506単位	1,602単位	1,728単位	1,836単位	1,942単位

○利用者自己負担額（1日）

利用者負担段落		居住費 (滞在費)	食費	日用生活 用費	教養 娯楽費	合計
多床室 (2人・ 4人部 屋)	第4段階	437円	1,700円	250円	100円	2,487円
	第3段階②					
	第3段階①					
	第2段階					
	第1段階					
従来型 個室	第4段階	1,728円	1,700円	250円	100円	3,778円
	第3段階②					
	第3段階①					
	第2段階					
	第1段階					

2 加算

夜勤職員配置加算	48単位/日
個別リハビリテーション実施加算	480単位/日
若年性認知症利用者受入加算	240単位/日
重度療養管理加算	240単位/日
利用者に対し送迎を行う場合	片道につき368単位
療養食加算	16単位/回
サービス提供体制加算(Ⅱ)	36単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	102単位/日
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅱ)20単位/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	所定単位数の9.7%を加算

※1単位あたり10.14円の計算になります（笠間市は7級地のため）。

3 その他

電気代	100円/日
特別室	個室：1,000円/日 2人部屋：500円/日

シルバービレッジ 短期入所療養介護利用料 3割
(令和8年8月1日～)

1 基本料金

○施設サービス費（1日）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室 (2人・4人部屋)	2,490単位	2,640単位	2,832単位	2,991単位	3,156単位
従来型個室	2,259単位	2,403単位	2,592単位	2,754単位	2,913単位

○利用者自己負担額（1日）

利用者負担段落		居住費 (滞在費)	食費	日常生活 用費	教養 娯楽費	合計
多床室 (2人・ 4人部 屋)	第4段階	437円	1,700円	250円	100円	2,487円
	第3段階②					
	第3段階①					
	第2段階					
	第1段階					
従来型 個室	第4段階	1,728円	1,700円	250円	100円	3,778円
	第3段階②					
	第3段階①					
	第2段階					
	第1段階					

2 加算

夜勤職員配置加算	72単位/日
個別リハビリテーション実施加算	720単位/日
若年性認知症利用者受入加算	360単位/日
重度療養管理加算	360単位/日
利用者に対し送迎を行う場合	片道につき552単位
療養食加算	24単位/回
サービス提供体制加算(Ⅱ)	54単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	153単位/日
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅱ) 30単位/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	所定単位数の9.7%を加算

※1単位あたり10.14円の計算になります（笠間市は7級地のため）。

3 その他

電気代	100円/日
特別室	個室：1,000円/日 2人部屋：500円/日

(2) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

(1割負担)		多床室	従来型個室
	要支援1	613単位	579単位
	要支援2	774単位	726単位

(2割負担)		多床室	従来型個室
	要支援1	1226単位	1158単位
	要支援2	1548単位	1452単位

(3割負担)		多床室	従来型個室
	要支援1	1839単位	1737単位
	要支援2	2322単位	2178単位

②利用者自己負担額

食費（1日当たり） 1700円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

- ・従来型個室 1728円
- ・多床室 437円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

※負担限度額認定について

利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けている方

世帯全員が市区町村民税非課税であり、老齢福祉年金受給者で預貯金額が1,000万円以下（夫婦の場合は2,000万円以下）

【利用者負担第2段階】

世帯全員が市区町村民税非課税であり、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が82.65万円以下で預貯金額が650万円以下（夫婦は1,650万円以下）

【利用者負担第3段階①】

世帯全員が市区町村民税非課税であり、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が82.65万円超～120万円以下で預貯金額が550万円以下（夫婦は1,550万円以下）

【利用者負担第3段階②】

世帯全員が市区町村民税非課税であり、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円超で預貯金額が500万円以下（夫婦は1,500万円以下）の方

※利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、負担限度額認定に該当する場合があります。

※負担限度額認定証の有効期間は毎年8月1日～翌年7月31日となっていて、継続して認定を受けるには毎年申請が必要です。

その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

日用生活品費（シャンプーや石鹸等） 250円

教養娯楽費（レクリエーション等に使用する材料費等） 100円

③加算

夜間職員配置加算	24単位／日
個別リハビリテーション実施加算	240単位／日
若年性認知症利用者受入加算	120単位／日
重度療養管理加算	120単位／日
利用者に対して送迎を行う場合	片道につき184単位
療養食加算	8単位／日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位／日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51単位／日
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位／月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数×9.7%

※ご利用者の容態が急変した場合等緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます

※加算は1割負担・2割負担・3割負担の場合がございます。

※笠間市：法令による地域区分により介護保険単位数1単位＝10.14円で計算しています。（端数処理により金額が若干異なる場合があります）

④その他

電気代（居室でテレビ等家電製品を使用し施設のコンセントを利用する場合） 100円／日
特別室 個室：1000円／日 2人部屋：500円／日

シルバービレッジ 介護予防短期入所療養介護利用料 (令和8年8月 1 日～)

1 基本料金

○施設サービス費（1日）

	要支援 1	要支援 2
多床室 (2人・4人部屋)	613単位	774単位
従来型個室	579単位	726単位

○利用者自己負担額（1日）

利用者負担段落		居住費 (滞在費)	食費	日常生活 用費	教養 娯楽費	合計
多床室 (2人・ 4人部 屋)	第4段階	437円	1,700円	250円	100円	2,487円
	第3段階②	430円	1,360円			2,140円
	第3段階①	430円	1,030円			1,810円
	第2段階	430円	600円			1,380円
	第1段階	0円	300円			650円
従来型 個室	第4段階	1,728円	1,700円	250円	100円	3,778円
	第3段階②	1,470円	1,360円			3,180円
	第3段階①	1,370円	1,030円			2,750円
	第2段階	550円	600円			1,500円
	第1段階	550円	300円			1,200円

2 加算

夜勤職員配置加算	24単位/日
個別リハビリテーション実施加算	240単位/日
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日
重度療養管理加算	120単位/日
利用者に対し送迎を行う場合	片道につき184単位
療養食加算	8単位/回
サービス提供体制加算（Ⅱ）	18単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51単位/日
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（Ⅱ）10単位/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）□	所定単位数の9.7%を加算

※1単位あたり10.14円の計算になります（笠間市は7級地のため）。

※上記は1割負担の料金となります。

介護保険割合が2割、3割負担の場合もあります。

3 その他

電気代	100円/日
特別室	個室：1,000円/日 2人部屋：500円/日

シルバービレッジ 介護予防短期入所療養介護利用料 2割
(令和8年8月1日～)

1 基本料金

○施設サービス費（1日）

	要支援1	要支援2
多床室 (2人・4人部屋)	1,226単位	1,548単位
従来型個室	1,158単位	1,452単位

○利用者自己負担額（1日）

利用者負担段落		居住費 (滞在費)	食費	日常生活 用費	教養 娯楽費	合計
多床室 (2人・ 4人部 屋)	第4段階	437円	1,700円	250円	100円	2,487円
	第3段階②					
	第3段階①					
	第2段階					
	第1段階					
従来型 個室	第4段階	1,728円	1,700円	250円	100円	3,778円
	第3段階②					
	第3段階①					
	第2段階					
	第1段階					

2 加算

夜勤職員配置加算	48単位/日
個別リハビリテーション実施加算	480単位/日
若年性認知症利用者受入加算	240単位/日
重度療養管理加算	240単位/日
利用者に対し送迎を行う場合	片道につき368単位
療養食加算	16単位/回
サービス提供体制加算(Ⅱ)	36単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	102単位/日
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(Ⅱ) 20単位/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)口	所定単位数の9.7%の加算

※1単位あたり10.14円の計算になります（笠間市は7級地のため）。

3 その他

電気代	100円/日
特別室	個室：1,000円/日 2人部屋：500円/日

シルバービレッジ 介護予防短期入所療養介護利用料 3割
(令和8年8月1日～)

1 基本料金

○施設サービス費（1日）

	要支援 1	要支援 2
多床室 (2人・4人部屋)	1,839単位	1,548単位
従来型個室	1,737単位	2,178単位

○利用者自己負担額（1日）

利用者負担段落		居住費 (滞在費)	食費	日常生活 用費	教養 娯楽費	合計
多床室 (2人・ 4人部 屋)	第4段階	437円	1,700円	250円	100円	2,487円
	第3段階②					
	第3段階①					
	第2段階					
	第1段階					
従来型 個室	第4段階	1,728円	1,700円	250円	100円	3,778円
	第3段階②					
	第3段階①					
	第2段階					
	第1段階					

2 加算

夜勤職員配置加算	72単位/日
個別リハビリテーション実施加算	720単位/日
若年性認知症利用者受入加算	360単位/日
重度療養管理加算	360単位/日
利用者に対し送迎を行う場合	片道につき552単位
療養食加算	24単位/回
サービス提供体制加算(Ⅱ)	54単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	153単位/日
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(Ⅱ) 30単位/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) □	所定単位数の9.7%を加算

※ 1単位あたり10.14円の計算になります（笠間市は7級地のため）。

3 加算

電気代	100円/日
特別室	個室：1,000円/日 2人部屋：500円/日

個人情報の利用目的

介護老人保健施設シルバービレッジでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

〔広報活動に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務（広報活動）のうち
 - －施設内掲示、行事報告、公式ホームページ等への氏名・写真の掲載

施設利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設シルバービレッジ（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防に関しては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように一定期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本重要事項説明書の改定が行われた場合は新たな本重要事項説明書等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を利用料金2か月分の範囲内で、利用者と連携して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、性的な嫌がらせ等の背信行為又は反社会的な行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人（以下「後継身元引受人」という）を立てることを求めることができます。

5 利用者、又は身元引受人が当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、暴力、暴言、威嚇、過度な謝罪の要求、名誉を毀損する行為やプライバシーを侵害する行為、性的な嫌がらせなどを行い、信頼関係が維持できないと判断される場合、適切なサービス提供の環境を維持するため該当する行為に対して改めるよ

う警告をします。また、行為に関して必要に応じて弁護士・警察への相談を実施する場合があります。再三の警告にもかかわらず改善されない場合、一時的なサービス提供の制限や契約を解除することがあります。

6 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

7 身元引受人がその責務を果たせなくなった場合に備え、あらかじめ後継身元引受人を定めるものとします。後継身元引受人は、身元引受人に準じて本契約上の義務を負うものとします。また、施設は後継身元引受人を2名以上立てよう求めることができるほか、利用料金等の支払いに滞り等が生じた場合に備え、身元引受人と生計を別にする独立した世帯の者を後継身元引受人に定めるよう求めることができるものとします。

(利用者からの解除)

第4条 利用者および身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画に関わらず、短期入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合は、その計画で定められたと認めた利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、性的な嫌がらせ等の背信行為や迷惑行為を行い、信頼関係が維持できないと判断した場合
- ⑥ 身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、性的な嫌がらせ等の背信行為や迷惑行為を行い、信頼関係が維持できないと判断される場合
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者および身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日に発行し、指定された住所へ送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 支払い方法は口座振替、事務所にて現金支払い、当施設口座振り込みのいずれかとします。口座振替の場合は毎月20日に引落（土日祝を挟む場合は翌営業日）となります。
- 4 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を交付します。口座振替と振り込みの場合、引落を確認できた翌月に当月利用料金の請求書と併せて送付します。また、事務所での現金支払いの場合はその場で領収書をお渡しします。
- 5 利用者又は身元引受人が、経済的な事情等のやむを得ない理由により、第2項に定める期限までに利用料金の支払いが困難となった場合は、速やかに当施設へ届け出るものとします。この場合、利用者、身元引受人及び当施設は誠実に協議を行い、支払い期日の猶予又は分割払い等の支払い方法について、別途合意することができるものとします。

（居室の変更）

第7条 当施設は、利用者の心身の状況の変化、または施設の管理運営上のやむを得ない事情（緊急入所者の受け入れ、待機者の状況に応じた調整、感染症対策、施設の修繕、および他の利用者の安静や安全の確保に支障が生じると判断した場合等）により、居室を変更することがあります。

- 2 当施設はあらかじめ利用者および身元引受人等に対してその理由を説明し、協議の上で同意を得るものとします。
- 3 居室の変更により居室の種類（多床室・個室等）が変わり、利用料に差額が生じる場合は、変更後の料金を適用するものとします。

（記録）

第8条 当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証責務の履行を請求するために必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、そのご家族様等にやむを得ない状況を説明し、文書等により同意をいただきます。やむを得ない状況により身体拘束を行った場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(高齢者虐待防止について)

第10条 当施設では、利用者虐待防止のため次の措置を講じます。

- 1 虐待防止のため職員に対する研修を行います。
- 2 虐待防止のための指針を整備します。
- 3 身体拘束・虐待防止委員会を適宜開催します。
- 4 虐待防止に関する責任者を置き、適切な管理体制を整備します。
- 5 虐待に関する相談窓口を設置し、相談者への不利益が生じないよう細心の注意を払って対応します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第11条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人のその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- 1 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - 2 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - 3 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - 4 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - 5 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(個人情報及び肖像権の取扱い)

第12条 当施設は、利用者から収集した個人情報について、介護サービスの提供及び運営管理に必要な範囲で利用します。

- 2 当施設は、施設内での行事報告、公式ホームページ等への掲載を目的として、利用者の氏名、写真等を使用する場合があります。
- 3 前項の利用にあたっては、利用者及び身元引受人のプライバシーを尊重し、公序良俗に反する使用は行わないものとします。
- 4 利用者又は身元引受人は、写真等の掲載を希望しない場合、あらかじめ当施設に対して書面（別紙2）により申し出るものとします。申し出があった場合、当施設は速やかに掲載の中止又は削除等の措置を講じます。

（緊急時の対応）

第13条 利用者は高齢であり、心身の状態が急激に変化する可能性や、日常生活において転倒や誤嚥などの不慮の事故、または原因を特定できない急逝等のリスクを完全には排除できないことを、利用者および身元引受人は理解し、同意するものとします。

2 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

3 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

4 前項までの定めに加え、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用中に利用者の心身の状態が急変し、緊急を要すると当施設が判断した場合は、救急搬送を行います。なお、搬送先の医療機関は、救急隊および医療機関の受け入れ状況により決定されるものであり、必ずしも協力医療機関とは限らないことを了承するものとします。

5 前各項のほか、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、速やかに連絡します。

（事故発生時の対応）

第14条 利用者が高齢であり、身体機能の低下等により、日常生活における転倒や誤嚥等の事故、または転倒等の外傷がなくても骨脆弱性（骨粗鬆症等）に起因する骨折等のリスクを完全には排除できないことを利用者及び身元引受人は、理解し、同意するものとします。

2 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

3 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

4 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（衛生管理及び感染症対策）

第15条 当施設は、利用者の健康を維持するため、厚生労働省の定める指針等に基づき、施設内の清掃、消毒、換気、及び職員の衛生管理（検温、手指消毒、マスク着用等）を徹底し、感染症の予防に努めます。

2 当施設は、施設内において感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合には、必要に応じて面会の制限、レクリエーションの中止、居室での隔離等の必要な措置を講じることができるものとします。

3 当施設が前二項の対策を適切に講じている場合においても、高齢者施設という集団生活の特性上、外部からのウイルスの持ち込みや施設内での飛沫・接触による感染リスクを完全に排除することは困難であることを、利用者及び身元引受人はあらかじめ承諾するものとします。

（要望又は苦情等の申出）

第16条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(第三者による評価の実施状況)

第17条 当施設が提供するサービスを第三者による評価を実施し、その評価結果を開示します。

実施の有無	有 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

(ホームページについて)

第18条 当施設では施設の様々な情報として、施設の規程や規則、活動記録やブログなどが確認できるホームページを開設しています。ホームページアドレス：<https://www.silver-village.jp/>

(賠償責任)

第19条 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

3 前各項の規定にかかわらず、利用者の所持品の紛失、毀損、盗難、または利用者相互間のトラブル等、当施設の責に帰すべき事由によらない損害については、当施設は賠償の責任を負わないものとします。

4 第15条に基づき、当施設が標準的な感染予防策を実施していたにもかかわらず発生した感染症については、当施設の責に帰すべき事由（過失）には当たらないものとし、これによって生じた損害について、当施設は賠償の責任を負わないものとします。

(業務継続計画 BCP について)

第20条 当施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に施設サービスを継続的に提供するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定します。当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

2 当施設は、すべての職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(利用契約に定めのない事項)

第21条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設シルバービレッジ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） 利用同意書

介護老人保健施設シルバービレッジ
管理者 飯泉 俊雄 殿

介護老人保健施設シルバービレッジを入所利用するにあたり、本重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

【利用者】

・氏 名	
・住 所	
・電話番号	

【利用者身元引受人】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【利用者の後継身元引受人】 ※身元引受人と別世帯の方を記入ください。

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	
・住 所	

